第八十七条の三第六項	関係市町村長（その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者）及び第四項	その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の管理者とする旨を定めるときにあつては、当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者
第八十七条の四第一項	第八十五条から前条まで	第九十六条の二及び第九十六条の三
第八十七条の四第二項	あらかじめ	あらかじめ、市町村の議会の議決を経て必要な事項について
第八十七条の四第四項	第七条第三項	第七条第三項、第五項及び第六項
第八十七条の五第一項	第八十五条から前条まで	第九十六条の二から第九十六条の四まで
第八十八条第十八項	定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）	関係市町村長（その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良区その他農林水産大臣の管理者とする旨を定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）にあつては、当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者
第八十八条第十九項	第八十八条第二項	第七条第五項及び第六項、第八条第二項
	第八十七条の四第二項及び第三項	第八十七条の四第二項
	同条第二項中「その緊急防災等工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項	同項中「その緊急防災等工事計画

第八十八条第二十項	変更後のその緊急防災等工事計画及び予定管理方法等を変更する必要がある場合は変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項	第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項
	第六項、第十項、第十三項又は前二項	同項
第九十条第四項	前二項に掲げる者	第三十六条第一項に規定する者
	対する負担金	対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品
	土地改良区から	土地改良区から、その同意を得て
第九十条第七項	第二項、第四項又は前項	第四項
	第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項	第八十七条の五第一項
第九十三条	土地改良区その他の者	土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）

第九十六条の四第二項中「第八十七条の四第一項の緊急防災等工事計画」を「第八十七条の三第一項の土地改良事業計画、前項において読み替えて準用する第八十七条の四第一項の緊急防災等工事計画」に改める。

第百十一条の二十八中「第十八条第十三項から第十六項まで」を「第十八条第十四項から第十七項まで」に、「第十八条第十七項の」を「第十八条第十七項から第十九項まで」とあるのは「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項から第二十項まで」とあるのは「第十八条第十八項」と、第六十九条第二項中「土地改良事業を行う者その他土地改良事業」とあるのは「連合会又はその事業」に改める。

第百十三条の二第一項中「第八十七条の二第三項及び第四項」の下に「（第八十八条第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百二十二条第二項中「第八十七条の三第七項」の下に「第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「、第十三項、第十八項及び第十九項（これらの規定を」に改める。

第百二十四条中「地区」の下に「（二以上の土地改良区が共同して連携管理保全事業を行う場合にあつては、それぞれの地区を合わせた区域）」を加える。

第百二十五条を削り、第百二十五条の二を第百二十五条とする。

第百三十六条の五中「第八十五条第八項、第八十五条の二第十項、第十一項並びに第八十五条の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（国営土地改良事業に係るものに限る。）並びに」を削る。

第百四十四条第二号中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に改め、同条第九号中「第六十九条」を「第六十九条第一項」に改める。